

盟約書

大字三百瀬中

明治二十五年十月十日

盟約書

大字

三百瀬中

盟約證

一、当大字三百瀬旧用係り三原庄助儀 至ル明治七年ヨリ
全拾五年迄九ヶ年間旧用係り勤務中 当大字領大谷新池
反別賦課徴集帳簿中ニ不正ノ廉数多数有ノ事實発見致も
付 当大字一同精算相遂ゲ□不正徴集ニ条同逐一尋問ノ
末 右元利付算額請求ニ及候度 全人□参理に偽せず
強情相募り候付 一同高議の上今後全人ニ對シテハ攷事
左条項ノ通り一同堅く可相守様熟議相遂ゲ候の間 一
同署名連印候也

第壹条

一、本人ニ對シテハ 当大字中一切交際致間敷事

第二条

一、本人方へ出入シ 或ハ米金貸借又ハ日傭ニ雇ハレ米麥等
購求致シタリ 疾病其他如何ナル急難ニ逢フ事アリトモ
救援等一切致間敷事

第三条

一、全人方家内ノ者誰ニテモ 当大字一同何人ノ方へ入来
参トモ 一切話等取合 又ハ一応ノアイサツモ致間敷
事

但シ途中ニ相出逢参時モ全様ノ事

右条々堅ク相守可申事 萬一連犯致者有て参口其金五拾銭
ヨリ少ナカラズ貳拾円ヨリ多カラザル罰金處スル事

但シ右連犯者ヲ見附申出ル者ニハ 罰金ノ貳割褒賞ト
シテ与ユル事

一、右条ニ不承諾ニテ 此書附へ連署不致者ハ 本人同様ノ
事

明治二十五年十月十日

本書原本ハ半紙四枚ニ記シタリ。此ノ写シハ原本ノ文字ソ
ノマヽ写セリ。原本ハ御坊市日高新報社、上野広告部員
（小熊在住）ガ、市内ノ古物店ニテ発見セルナリ。

昭和三十四年八月十七日夜写

清水 長一郎

父の筆写は、半紙に毛筆で記されていた。

三百瀬でこんな事件があったことは、今日これを活字化
するまで、全然知らなかった。こんな村八分は今なら大
事件 で、マスコミに大々的に取り上げられるが、明治二
十五年 頃は、全国各地で同様のことがあったのだらう。

『川辺町 史』には関連記事の記載なし。

平成十八（二〇〇六）年四月二十日

清水 章博

（フロッピーには実名を入れているが、印刷は名前を伏せた